

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制対象化学物質

化学物質の適正な管理（条例第2条第9項、第39条関係）

急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のもの

化学物質の安全性影響度の評価（条例第40条の2関係）

化管法^(注)第一種及び第二種指定化学物質

(注)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

化学物質管理目標の作成（条例第42条関係）

化管法第一種指定化学物質（PRTR対象物質）

排煙指定物質（条例第2条第3項、第25条、第42条の3関係）

カドミウム及びその化合物	シアン化合物
塩素及び塩化水素	窒素酸化物
フッ素、フッ化水素、フッ化珪素	二酸化硫黄
鉛及びその化合物	硫化水素
アンモニア	

炭化水素系特定物質（条例第2条第3項、条例第25条）

ベンゼン	テトラクロロエチレン
トルエン	ジクロロメタン
キシレン	ホルムアルデヒド
トリクロロエチレン	フェノール

排水指定物質（条例第2条第6項、第28条、第30条、第42条の3関係）

地下浸透禁止物質（条例第2条第7項、第29条、第42条の3関係）

特定有害物質 土壌汚染関係（条例第2条第8項、第42条の3、第59条、第60条関係）

	排水指定物質	地下浸透禁止物質	特定有害物質
カドミウム及びその化合物			
シアン化合物			
有機リン化合物（次のものに限る。）			
ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（パラチオジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（メチルパラチオン）			
ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（メチルジメトン）			
エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（EPN）			
鉛及びその化合物			
クロム及びその化合物			(六価クロムに限る)
砒素及びその化合物			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			
ポリ塩化ビフェニル			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			

四塩化炭素			
1, 2 ジクロロエタン			
1, 1 ジクロロエチレン			
1, 2 ジクロロエチレン			(シス体に限る)
1, 1, 1 トリクロロエタン			
1, 1, 2 トリクロロエタン			
1, 3 ジクロロプロペン			
テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)			
2 クロロ 4, 6 ビス(エチルアミノ) s トリアジン(シマジン)			
S 4 クロロベンジル=N, N ジエチルチオカルパマー ト(チオベンカルブ)			
ベンゼン			
セレン及びその化合物			
ほう素及びその化合物			
フッ素及びその化合物			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く)	
クロロエチレン			
1, 4 ジオキサン			
フェノール類			
銅及びその化合物			
亜鉛及びその化合物			
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)			
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)			
ニッケル及びその化合物			

事故時等の措置(条例第113条関係)

【大気の汚染及び悪臭に係る物質】

アクロレイン	トルエン
アンモニア	鉛及びその化合物
一酸化炭素	二酸化硫黄
塩素及び塩化水素	二酸化セレン
黄燐	ニッケルカルボニル
カドミウム及びその化合物	二硫化炭素
キシレン	ピリジン
クロルスルホン酸	フェノール類
五塩化燐	フッ化水素及びフッ化珪素
三塩化燐	ベンゼン
シアン化合物	ホスゲン
ジクロロメタン	ホルムアルデヒド
臭化メチル	メタノール
臭素	メルカプタン
硝酸	硫化水素
窒素酸化物	硫酸(三酸化硫黄を含む。)
テトラクロロエチレン	燐化水素
トリクロロエチレン	

【水質の汚濁に係る物質】

亜鉛及びその化合物	チオリン酸O, O ジエチル O (5 フェニル 3 イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
アクリルアミド	チオリン酸O, O ジメチル O (3 メチル 4 ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)

アルミニウム及びその化合物	チオリン酸 S ベンジル O, O ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は I B P)
アンチモン及びその化合物	鉄及びその化合物
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1, 3, 5, 7 テトラアザトリシクロ [3 . 3 . 1 . 1 3,7] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
エチル = (Z) 3 = [N ベンジル N [[メチル (1 メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は T P N)
塩化チオニル	銅及びその化合物
塩素酸塩	鉛及びその化合物
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8 オクタクロロ 2, 3, 3 a, 4, 7, 7 a ヘキサヒドロ 4, 7 メタノ 1 H インデン (別名クロルデン)	ニッケル及びその化合物
過酸化水素	4 ニトロフェニル 2, 4, 6 トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又は C N P)
カドミウム及びその化合物	パラ ジクロロベンゼン
クロム及びその化合物	砒素及びその化合物
クロルピクリン	ヒドラジン
クロロエチレン	ヒドロキシルアミン
次亜塩素酸ナトリウム	フェノール類及びその塩類
シアン化合物	フッ素及びその化合物
3, 5 ジクロロ N (1, 1 ジメチル 2 プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)	ほう素及びその化合物
1, 3 ジクロロプロペン	ホスゲン
1, 3 ジチオラン 2 イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	ポリ塩化ビフェニル
シマジン	ホルムアルデヒド
ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又は E S P)	マンガン及びその化合物
臭素	N メチルカルバミン酸 2 セカンダリ プチルフェニル (別名フェノブカルブ又は B P M C)
臭素酸塩	モリブデン及びその化合物
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。)
セレン及びその化合物	油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む。)
チウラム	りん酸ジメチル = 2, 2 ジクロロビニル (別名ジクロルボス又は D D V P)
チオベンカルブ	アルカリ性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が 8.6 を超えるものに限る。)
チオリン酸 O, O ジエチル O (2 イソプロピル 6 メチル 4 ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	酸性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が 5.8 未満のものに限る。)
チオリン酸 O, O ジエチル O (3, 5, 6 トリクロロ 2 ピリジル) (別名クロルピリホス)	

環境汚染の原因物質 (条例第 113 条の 3 から第 113 条の 6 関係)

【大気】

ベンゼン	アクリロニトリル
トリクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	水銀
ジクロロメタン	ニッケル化合物

【水質】

カドミウム	1, 4 ジオキサン
全シアン	クロロホルム
鉛	トランス 1, 2 ジクロロエチレン
六価クロム	1, 2 ジクロロプロパン

砒素	p ジクロロベンゼン
総水銀	イソキサチオン
アルキル水銀	ダイアジノン
P C B	フェニトロチオン
ジクロロメタン	イソプロチオラン
四塩化炭素	オキシ銅
1, 2 ジクロロエタン	クロロタロニル
1, 1 ジクロロエチレン	プロピザミド
シス 1, 2 ジクロロエチレン	E P N
1, 1, 1 トリクロロエタン	ジクロロボス
1, 1, 2 トリクロロエタン	フェノカルブ
トリクロロエチレン	イプロベンホス
テトラクロロエチレン	トルエン
1, 3 ジクロロプロペン	キシレン
チウラム	フタル酸ジエチルヘキシル
シマジン	モリブデン
チオベンカルブ	フェノール
ベンゼン	ホルムアルデヒド
セレン	全亜鉛
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	有機スズ化合物(トリブチルスズ・トリフェニルスズ)
フッ素	ノニルフェノール
ほう素	4 オクチルフェノール

【地下水】

カドミウム	1, 1, 2 トリクロロエタン
全シアン	トリクロロエチレン
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	テトラクロロエチレン
鉛	1, 3 ジクロロプロペン
六価クロム	チウラム
砒素	シマジン
総水銀	チオベンカルブ
アルキル水銀	ベンゼン
P C B	セレン
ジクロロメタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四塩化炭素	フッ素
1, 2 ジクロロエタン	ほう素
1, 1 ジクロロエチレン	クロロエチレン
1, 2 ジクロロエチレン	1, 4 ジオキサン
1, 1, 1 トリクロロエタン	

【その他(大気、水質、地下水、底質、土壌)】

ダイオキシン類

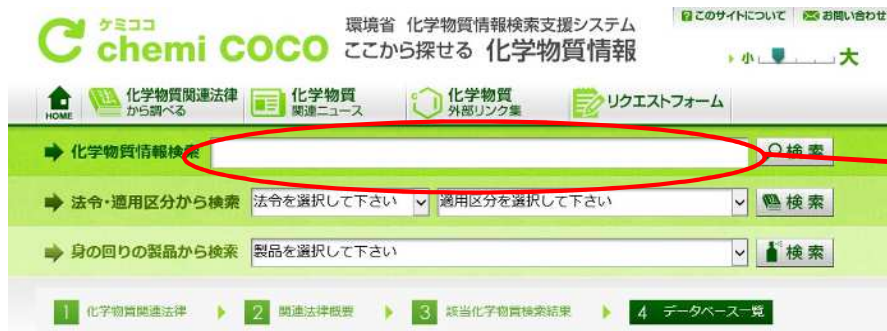
【参考】

化学物質の物質の有害性・リスク評価情報、安全性情報、法規制情報等は、インターネットなどで確認することができます。

環境省が公開しているサイト「化学物質情報検索支援システム（ケミココ）」は、化学物質の名称等で検索することにより、国内の各省・各機関が提供している情報を一括して表示し、各情報源にアクセスすることができます。また、法律ごとに適用されている対象物質や、物質ごとの適用法令を調べることもできます。

環境省「化学物質情報検索支援システム（ケミココ）」の検索画面(例)

<http://www.chemicoco.go.jp/>



ここに化学物質名を入力して検索することで、物質情報を確認することができます。左の画像は、「クレゾール」で検索し、内容を表示させたものです。



法規制情報を確認できます。クレゾールは化管法の第一種指定化学物質に該当することが分かります。



法規制上の総称がある場合は、こちらに表記されます。クレゾールは「フェノール類」に該当することが分かります。



外部リンクサイトで、物質の有害性・リスク評価情報、モデルSDS(化学物質等安全データシート)などを確認することができます。